

## 令和3年涌谷町議会定例会9月会議（第7日）

令和3年9月15日（水曜日）

議事日程（第4号）

### 1. 開 議

1. 議案第61号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）
1. 議案第62号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第63号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第64号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第65号 令和3年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）
1. 議案第66号 令和3年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）
1. 議案第67号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
1. 議案第68号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
1. 日程の追加について
1. 議案第69号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）
1. 議発第10号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について
1. 請願・陳情
1. 休会について
1. 散会

午前10時00分開会

出席議員（11名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席委員（2名）

11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
-----	--------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院 事務 長	吉名 正彦 君
国民健康保険病院 総務管理課長	阿部 雅裕 君	福祉課長	木村 智香子 君
福祉課長 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有 司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	鈴木 久美子 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

開会前にお知らせしておきます。大友啓一君、大泉 治君から欠席の届出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第61号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、5ページ、第2表 債務負担行為補正から第3表 地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。8ページ、1款町税から17ページ、22款諸収入まで質疑ございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） おはようございます。よろしくお願いたします。

町税の固定資産税、8ページ、9ページになりますが、1,041万円の減額補正で、説明によりますとコロナの関係で減額と、それから次の11の3ですか、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金となって、この関連があるように聞いたわけですが、何でそのコロナで固定資産税が減額になるのか、ちょっと説明がなかったような気がしたので、その分と、現在町民の方々のその固定資産税に何か影響があるのか、その辺の兼ね合いをお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） おはようございます。よろしくお願いたします。

お答えいたします。

固定資産税の現年課税分の1,040万円の減額についてですが、コロナ特例債の減収分というふうに説明申し上げましたが、コロナ特例債、事業者の減収が、コロナに伴い減収が大きかった者について、償却資産に特例で減免をするというふうな制度が設けられております。それに伴って、減収になった部分ということでのまず減収がございます。これについては、交付金のほうにあります2,180万9,000円、この分が同額でコロナ特例債の減収分ということで2,180万9,000円がございます。まずはそれで組替えというか、特例で償却資産が減額になる分、減免になる分を交付金で措置しますというふうな国の制度になっております。

固定資産で1,040万円分のマイナスというふうになっておりますが、今度は別に、コロナとはまた別の関係ないところなんですけれども、償却資産で修正申告があるということが見込まれますので、その分で1,140万9,000円、この分は増額の措置をいたします。その差引きをしまして1,040万円の減額というふうに措置をしております。コロナの関係については、減収になった分が丸々交付金として入ってくるというふうな形になります。終わります。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと難しいような気がするんですが、その償却資産に対して、事業がコロナによって減収したので、その分は償却資産分は免除しますよというもの、それは率とかそういうのがあるのかどうか分かりませんが、そういう形で町のほうにその事業者が申告して減額になるものなのか、それとも町独自としてそういう事業者に通知出して申告してもらうのか、その辺のところはどのように対象者といいますか減収になる方々への通知なり、申告なりの仕方はなされるのかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） お答えします。

コロナの特例につきましては、事業がコロナに伴って前年よりも、一時期話題になったと思うんですが、50%減収というか収益が落ちますよとか、何%落ちますよというふうな形があったかと思いますが、その落ちた率に伴いまして2分の1の減免ですとか全額減免ですとか、そういったふうな区分けで行われております。これは国の制度ということで、もちろん周知をいたしまして、それぞれの事業所から申告いただきまして減免の措置がされているというふうなことでございます。それが、丸々交付金ということで国のほうから補填されるというふうな制度になっております。終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） それでは、次に歳出に入ります。

歳出は款項をもって質疑となります。

18ページから19ページまで、1款議会費1項議会費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから23ページまで、2款総務費1項総務管理費ございませんか。3番。

○3番（竹中弘光君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

20ページ、21ページの工事請負費ということで685万7,000円取られていますけれども、これは説明で遊具とか駐輪場の撤去ということで聞いておりますけれども、ここではないですけれども、これが遊具等の撤去が各課

で今回予算計上されていますけれども、こちらの発注というか、その撤去工事の仕方というのはどうするものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 今回、各課にまたいで施設の解体撤去ございますけれども、発注については今ちょっと一括で考えております。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） それであればよろしいんですけども、やはり幾らでも経費削減ということで、そのような形での発注を考慮いただければと思いますけれども、それと併せて、前にも出たかと思うんですけども、今確かに使われないとか、その遊具関係、危ないものはやっぱり取り除かなければならないと思いますけれども、今後取り除くだけでございますと寂しくなると思うんですけども、今後についてそういうものを再度作って、公園という形は難しいと、この間の回答はいただいているんですけども、今後その部分で新しく作るとは考えているのかどうか、その点お知らせいただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 今回撤去する分につきましては、新しいものを設置する考えはございません。あと、今後補助等があり、また管理責任が明確になるのであれば検討していきたいと思っています。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 確かに、その財政状況とかそういったものを考えるとなかなか難しいところであると思えますけれども、やはり遊具とかそちらの公園のほうを考えていかないと、ただでさえ少子化で子供がなかなか育てられないということになっておりますので、ぜひ財政状況厳しい折ではありますが、そういう部分にも目を向けて今後考えていっていただきたいと考えます。町長いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 確かに、遊具に関しては気になるところでございますが、各集落においても遊具が設置されているところが多くありますけれども、そういったところでは各自治会で管理されております。やはり、子供に絡むことでありますので、どうしても小さいときは故意には至らなくてもけがをしたり、けがをさせたりということが往々にして見られますので、今一番大事にしなければならないのは、そういったような管理をどのようにしていくかというのがまず大事であろうと思っております。その上で、やはり子供が外で遊ぶ姿というのは私も見たいし、それが町の活性化にもなるような気がしておりますので、どうしてもこの場所には必要であろうというようなことがあれば、それはやはり子供たちを外に出して、そしてアウトドアではございませんけれども、外で太陽の下で目いっぱい遊ばせてやりたいなという気持ちはありますので、その辺はしっかりと関係課あるいは区長会の皆様、あるいは皆様方からお聴きしながら、これはやっていきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 21ページ、財政管理経費の委託料でございますけれども、地方公会計財務書類作成業務委託料、説明では総務省からの導入を催促されたというような説明を受けたんですけども、どういうことで総務省からわざわざこの末端の町にそのような導入の促進というか、そういうものを図るために連絡があった

のか、その経緯をちょっとお聞かせください。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 地方公会計の整備につきましては、平成18年付で総務省総務事務次官から通知があり、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針において、所定の期間内に各自治体が公会計改革に取り組むことが求められております。当町においては、それを基に24年度に総務省モデルということで導入しておりますけれども、平成26年度に取りまとめられました今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書においてと、あと平成27年から29年の3年間の間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計整備をするよう総務省から各地方公共団体に要請されております。

当町においては、総務省モデルは導入しているものの、統一的な基準モデルというものを導入しておらず、29年度から公会計の整備ができない状態となっていたところです。当初、実は自前でというか自分たちでつくろうとは思っていたものの、やはりちょっと難しい面があるということで、今回委託ということで計上させていただいたものです。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） この説明文からすると、財務書類の作成という捉え方をするわけですが、それを作るためのソフトの何か導入とかそういう、今の聴きますとそういうものの委託ではないのかなとも聞こえるわけですが、どちらの委託になるのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ソフトの導入と、あとその作成のための支援となります。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、これは町のほうで作るのではなくて、業者がその決算のときですか、これ公表とかされているものだろうと思いますけれども、業者が作成するという事なんでしょうか。

それで、27年からの分で導入なぜできなかった、自分たちで開発ができなかったということが一つあるようですけれども、もう少しその辺は早くというか、分かったのではないかなと思いますけれども、何かその遅れた理由がいま一つ分からないんですが、その辺もう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） システムにつきましては、町に導入いたしまして、町で作成するものでございます。

遅れた理由につきましては、平成29年度決算なので30年、その分からの台帳整備ができていないということになります。財政再建というのもございまして、何とか自分たちで作成できないかということで模索していたところでしたが、ここに来てタイムリミットも迫っていて、今年度中の作成を求められているのにできない状態であるということも踏まえ、今回計上させていただいたものでございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 20、21ページの企画調整費の、今回安野さんのふるさと納税の「稀世」についてお伺いしたいと思います。

13番のイベント施設借上料というのは、場所はどこを借り上げるのかと、あとこの稀世を造る、すみません、

昨日ちょっと聴き逃したと思うんですけども、稀世を造る、日本酒を造るその経費というのはどこに計上されているのか、それをちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

イベント施設につきましては、まだどこでやるかについては決まっておりません。

稀世の、日本酒の製造費用なんですけれども、それについては販売元であります酒販組合、そちらのほうで製造し販売するというようになっております。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） 製造元といいますか、そのお酒屋さんのほうで出すのかなとは思いますが。昨年度を振り返ってみますと、すごい好評で、後から購入したいなと思っても、どこの酒店でもなかったという、価格は結構いい値段だったんですけども、すごい好評で、ふるさと納税でも使うということもありまして、後で購入しようと思っても手に入らなかったというのがあるので、今年度はその辺を考慮して製造元といいますか、そのところに話していただければいいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご心配ありがとうございます。令和2年度につきましては、1,000本製造して500本をふるさと納税、500本を一般販売分ということで振り分けさせていただきました。令和3年度分につきましては2,000本製造し、1,000本をふるさと納税、1,000本を一般販売に振り分けたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） 本当にこの安野さんを使つての、ここに経費を計上しての、大使ということもありまして、涌谷のいろいろコマーシャルもしていただきます安野さんの名前を使った日本酒なので、もっと町内の人たちが意外と知らないという人が多いものですから、その辺をもっとPRをして販売に結びつけられればいいのかなというふうに思っていますけれども、その辺というのはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、すみません、先ほど発言いたしましたことにつきまして、令和2年度1,000本と言いましたけれども、大変失礼いたしました。令和2年度も2,000本製造し、1,000本ふるさと納税で1,000本一般販売ということになっております。令和3年度も同じ数でやらせていただくということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

一般のPRにつきましては、令和2年度も同様なんですけれども、ふるさと納税分1,000本振り分けた分で、実質600本しかという言い方はおかしいですけども、600本がふるさと納税のほうで回って、400本残っている状態を追加で一般販売のほうに回しております。現在も、若干でありますけれども販売している状況にはなっております。令和3年度につきましては、その辺もう少し早く見極めて、町民ならず一般の方々に買えるんだよということを周知させていただきたいと思っています。

○議長（後藤洋一君） 課長、PRについてはどうなんですか。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） PRにつきましては、先ほど申しましたとおり、1,000本については当初からイベントを組んでPRしていくとともに、できるだけ多くというか、ふるさと納税で残った分という言

い方もおかしいですけれども、ふるさと納税からも回ってくる分も含めて、できるだけ多く一般に回るように、PRしながら販売していきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。22ページから23ページまで、2項徴税费ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから23ページまで、3項戸籍住民基本台帳費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから25ページまで、5項統計調査費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから25ページまで、6項監査委員費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから25ページまで、3款民生費1項社会福祉費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に行きます。26ページから29ページまで、2項児童福祉費。6番。

○6番（稲葉 定君） 27ページの児童虐待防止対策経費についてお伺いします。

児童虐待というのは、件数は、これ今年だけの事業ではなくてずっと何年かやっているとと思うんだけど、件数の推移というか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

児童虐待の件数につきましては、涌谷町決算に関する附属書類62ページのほうに掲載してございますので、そちらご参照いただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 失礼しました、後でよく見ます。ただ、思ったほど効果が上がっているのかどうか、今数字すぐ見られない状態なので、もし上がっていない場合には、こういった手法というか見直す時期も来るのかなと思うんですが、その辺どう考えているかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

今回補正予算計上した分は、新規の事業となります。先ほど申し上げた決算の附属書類で、令和2年度の相談件数が減っているところをまずご説明させていただきたいと思いますが、その隣の63ページに支援対象児童見守り強化事業というのがございます。こちらでNPO法人アスイクさんというところをお願いしまして、コロナ禍でなかなか家庭訪問とか我々のほうでできない分を、こちらのアスイクさんが支援対象児童の家庭を訪問して、親御さんやお子さんの家庭の状況を見ていただいたり安全確認をしていただいたり、宿題を見ていただいたり、あと親御さん、子供さんのそれぞれの相談相手になったりして、緊急対応に至らないうちに親御さんのストレスなんかも解消していただいて、児童虐待につながらないような事業も展開いたしました。それで、



令和2年度時点では、学校さんとか幼稚園さんの各関係機関のご努力もありまして、早期に発見されたり、ちょっと疑わしい場合は子育て支援室のほうに連絡をいただきまして早期対応した結果、相談件数としてはかなり件数が下がった状態になります。

今回のその補正予算で提示させていただいたものは、なかなかコロナ禍で対面で相談を受けたり、関係機関ですね、かなり多岐にわたる機関と相談をさせていただきますので、面と向かってみんなで集まることができないので、それをウェブ会議とかでしたり、家庭の状況をインターネットで確認できたりというようなことを整備するための予算を計上させていただいております。これについての効果が上がるかどうかというのは、ちょっと使ってみないと分からないというところもありますので、また今後ご報告させていただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） いろいろご努力されているんだなというのは分かりましたけれども、ただでさえ何もなくても児童虐待というのはあったわけなただけけれども、昨年来のコロナ禍ということで、大人もいらいら、そういう中で、なおさら子供虐待につながるような状況というか、まだ続きそうなので、なお注視して努力してもらいたいと思ひまして、お願いというか、なお努力していただきたいと思ひます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ありがとうございます。

子育て支援室のみならず、各関係課、関係機関と協力し合いながら、早期発見、防止に努めていきたいと思ひます。今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。28ページから33ページまで、4款衛生費1項保健衛生費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから33ページまで、4項医療福祉センター費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから33ページまで、6款農林水産業費1項農業費。ございませんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 32ページから33ページの農業振興対策事業費なんですけれども、昨日説明ありました補助交付金、収入保険加入支援事業費補助金なんですけれども、これ34名たしか対象だというふうにお聴きしましたけれども、これは青申をやっている方のみが対象でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

収入保険、こちらの制度につきましては、青申をしている方が収入保険に入れる条件に入っておりますので、そういうことになります。終わります。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） これ、③の青果物と関連があるものなのかどうか、ちょっと作物に対してこれがどういう作物が該当するののかどうか、その辺教えていただきたいと思ひます。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 関係性ではございますが、その他の負担金、県青果物価格安定相互補償協会負担金につきましては、こちらのほうとこちらの収入保険制度につきましては、特段関係性はございません。青果物のほうの安定補償につきましては、先日も説明したとおり、市場に出荷した青果物の平均価格が下がった場合、その部分につきましてあらかじめ国、県、市町村、生産者において事業別の負担割合において積立金をしておりまして、その下がった場合にその補給金として生産者のほうにお渡しする制度となっております。これによって食の安定性を図る制度となっております。今回収入保険加入支援事業費補助金につきましては、これまでのおおのの青果物につきましては、共済制度等々の制度がございました。こちらのほうに関して、今回34名の方に支援したいというのは、こちらのほうは当町においては複合経営を目指しておりまして、今までは災害というよりは自然災害により作物が被害が起きた場合等々がありました。現在、米に関してはならし対策ということで、減少分も緩和される制度もございます。ところが、現在いろいろと倒産とか自然災害、ハウスが流されるとかいろいろあります。この収入保険制度につきましては、今までは物に対しての補償というよりは、今回は収入に対しての補償でございます。そのため、そういう複合経営を支援するためにも今後必要な制度と思ひまして、今回補助金として支援したい。今後とも、こういう加入につきましては推進していきたくというふうに考えておるところで、今回予算をお願いしたところでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） 今の説明を聴きますと、共済と一緒にやってやる事業というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（三浦靖幸君） こちらの収入保険制度は、共済で行っておりますので、共済と一緒にやりながら推進していきたいと考えております。終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 34ページから35ページまで、7款商工費1項商工費ございませんか。10番。

○10番（鈴木英雅君） 商工振興対策経費のほうで、ハトムギなんですけれども、昨日の説明ですと休止、中止でなく休止という説明ございましたけれども、その休止しなければならない、ちょっともう一度教えていただければと思います。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ハトムギの販売につきましては、昨年までまちづくり推進機構のほうにお願いして販売のほうを行ってございました。昨年も、約1,000ケースほど作っているんですが、夏場はよく売れるんですけれども、これからの時期売れないということで、昨年その賞味期限もある中で、職員等の協力をいただきながら在庫販売のほうを行ったという経緯があります。そして、その推進機構のほうでもその販売、売れ残りになった場合赤字になるということもありまして、今年度のほうはできないということになりました。休止と申し上げましたのは、パッケージとか箱とかまだ在庫がございますので、またせっかくできたブランドでもございますので、何とか来年は販売方法等検討しながら続けていけないかということを検討しようというこ

とで、休止ということにさせていただきました。

○議長（後藤洋一君） 10番。

○10番（鈴木英雅君） 結局、売れ残ったからというのが主だとは思うんですけども、このハトムギですね、1,000ケース作って、その1,000ケースの何割か、要するに涌谷町発のご贈答というような感じで町外のほうに結構出回っております。それで、値段的には課長の話にもございましたけれども、ちょっと高かったということはあるんですけども、かなり高い割には市販されているほかのハトムギと比べるとすごく香りもいいし味も濃い、すごくファンがいるわけでございます。そういう中で、今年もかなというような思いでいたときにハトムギ休止、何かこう、失礼な話になると思うんですけども、町の姿勢とか担当する課の姿勢とか、その辺がちょっとあやふやなところがあるなという思い、ということは、ちょっと遡りますと、前に日本酒で黄金傳ございましたけれども、その黄金傳も何年か酒を製造するところに頼んで、その製造場所も変わる、そして最終的にはなくなった。今は稀世というブランドで、涌谷の酒という感じで今出ていますけれども、何かそういう一貫性がない、数年でなくなってしまうというような、そういう心配事を私は持っています。できれば、酒でもこのハトムギでも、関係する方々がおります。例えば米作っている人、ハトムギですと麦を現場で一生懸命作っている、そういう方々の思いというのもやっぱり購入してくれる皆さん方に発信するような、そういうのも必要だと思いますし、その辺もう少し考えていただいた取組をしていただければいいのかなと、そういう思いしているんですけども、そこら辺のところ、来年度以降また考えるという考えはあるみたいなんですけれども、その辺とにかく復活して、そしてどのような、今までこのハトムギに関する反省点いろいろあると思いますけれども、課長先ほど話しましたけれども、そういうのをとにかくみんなで考えて、同じような販売休止など考えないような取組をしていただければすごくいいのかなという思いあるんですけども、そこら辺のところを課長もう一度考え示してください。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 確かに、そのようなお考えがあらうかと思えます。事実、ハトムギの中止に当たっては、今年度作っていないんですかというお問い合わせも来ております。一方、同じハトムギが2本あった場合は、やっぱり安い方を買ってしまうのかなというのもありますので、今議員おっしゃったようなことを今後検討して、宣伝費ということで考えれば、赤字になってもやむを得ないという考えもあると思えます。その辺は財政再建の中、あんまり赤字は出たくはございませんけれども、その辺協議しながら継続できるような道筋を考えていきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 10番。

○10番（鈴木英雅君） 課長、そのような考えで、とにかく財政再建中で、それこそ課長の口から聴けるとは思わなかったですけども、赤字を覚悟とかそういうような話がありましたけれども、とにかく失礼な話、このハトムギ作るのに一応200万円計上されていますけれども、この200万円、考えようで、確かに財政再建途中ではございますけれども、この200万円で、例えば町民がこのハトムギが市場に出回ることによってすごく喜んでくれる、涌谷の宣伝をしてくれる、いろんなプラス面が出てくると思う。そいつは200万円や幾らで買えるようなものではないと私は思います。そういう考えを持った涌谷町で俺はあってもらいたい、そのような思いでございますので、ぜひ課長の先ほどの答弁どおりまた復活して、涌谷の町民以外の皆様方にも、涌谷のハトムギで

すよ、飲んでいただけるような取組をやっていたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 改めて、議員おっしゃったような考えの下、検討していきたいと思います。

ラベルとか箱の話も先ほどいたしましたけれども、本来であれば廃棄処分ということで廃棄料もかかるわけですが、廃棄しないで来年度復活するものと信じて、廃棄ではなくて保管していただいておりますので、来年度はぜひ復活に向けて、課内それから関係課で検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 鈴木議員さんに私の考えを申し上げますけれども、この件に関しましては監査指摘にされております。そこにお金の問題がありますから、やはり任せられた以上はその金でやるのか、そういったようなしっかりと返済するとか、そういったのは指摘されておりますけれども、まず町がなぜこのようなことをするに至ったかという、そういったようなことからまた考え直してみなければ駄目なのかなど。行政といいますのは、やはり経済活動というのは、それに似たことはしますけれども、やはりいざ収支を伴うものになるとちょっと弱い部分があるなど。ですから、行政ができるというのは、質問者の中でちょっと出てきましたけれども、町としてどんな目的を持って、要するにお金を取るためにやるのか、何を目的としてやるのかということをしかりと見定めて、そしてその方向づけた段階で、こういったような商品ができた場合、売れるという目的、売るといふ、あるいは届けるという目的があるんだとしたら、まず味がどうだか、あるいはその販売方法、周知の方法、それから単価がどうだかというものを総合的に計算して、そしてその行政上、町のどのような効果があるかということを中心に参酌しながらやらないと、やはり難しいものがあるかと思っております。そういったものをしかりともう一回見直して、再開するかしないかというのではなくて、こういったようなことは今後も次々と出てくると思いますので、こういったようなことをやる時にはその場限りではなくて、そこに至る動機をしかりと考え直して、そしてそれをどのように醸成させて行政サービスの一環とするのかということが非常に大事になってくると思います。

例えば、稀世なんかは、私もああいうのを小さいコップで2つも飲むとひっくり返ってしまうんですけども、味がいいので飲んでしまって後で後悔するというようなことがありますけれども、そういったようなところで喜ばれると、その喜ぶ顔と涌谷町を売り込むということに、あれは大きな付加価値があるように私は思っております。そういったようなことから、ただ採算的なことでなくて、それをどのようにこの涌谷町のために資するかということを中心にまず考えて、それが収支を伴えばなおさら結構ですけれども、ある意味伴わなくても町の宣伝としては大事なものになってくるということを考えてこういったような事業を組まなければ、やはり監査委員のご指摘どおり、本当に収支だけを見つめておいたら、全然センスのない事業になってしまいますけれども、それをどのようにするか、その届けたことによって、1本のハトムギ茶で本当においしかったと言ってもらえるような、それがその顔を見るためにやるものだから、そしてそれになおさら収支を伴って資金回収ができるようになるのか、そういったような総合的に考えてやることなのかなど。やはり、こういったような事業を組むときは、経験に思いつきでやるのではなくて、その先にどういうものがあるか、そして過去にここまで来るのにどういう思いがあったかということをしかりと考えながら進めないと、質問者が心配するような一貫性のない事業になってしまうということでもありますので、この機会にしかりと考えて、ほかの事業も見てみたい

など思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） みやぎ飲食店コロナ対策認証取得奨励金200万円についてお伺いしますが、該店舗が1,446店舗で、見込みとして10店舗を予定しているということですが、この取得についてですけれども、これは県のほうの何かそういう基準とか当然あって来るんだろうと思うんですけれども、10店舗ってかなり少ないような気がします。非常事態宣言も解除になって、仙台辺りでは飲食店でも飲酒ができるような状態にもなっていますので、涌谷でもそろそろそういうことが可能になろうとは思いますが、こういう取得があればある程度安心して来店できるということもあると思うんですが、その辺の基準とかはこの周知当然されているものとは思いますが、どの程度その店舗数のうち10店舗では少な過ぎるかなと思うんですが、その辺の見込みをお伺いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 基準については制度がございまして、県のほうで制度を設けております。その制度に沿ったものになれば認証マークを店舗のほうに掲載するという形になっております。数については、今回協力金をお願いする店舗50店舗程度でございましたので、50店舗のうちまずは20店舗程度、約40%くらいかなということで、今回は20店舗お願いしました。状況を見て、必要があればまたお願いすることもあろうかと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、その50店舗、それ以外でも希望があれば県の審査を受けるということになるんだと思うんですが、この基準なんですけれども、これは町で決めたわけではないのでなかなか難しいところはあろうと思うんですが、当初からのコロナの性質と、現在のそのデルタ株なりその次の株になっていて、性質がかなり変わってきていて、やはり店の構造なりその設備はちょっと当初と比べるとかなり違ってきているのかなと私自身思っているんですが、その辺その基準が変わったときに20万円ではちょっとどうなのか、もう変わればその県のほうでもまた追加で補助とかそういうことはあるのかどうか、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） この制度を取るために、町のほうでは県の奨励金として1店舗当たり10万円出すわけですが、県のほうでの補助もございまして。そちらの補助で該当するものについては県補助を使って認証店を取っていただくという形になります。

それから、補正でお願いする協力金をこれから受付するわけですが、その際にもこの認証店を取っていただくようお願いをしていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。34ページから35ページまで、8款土木費1項土木管理費でございますか。8番。

○8番（久 勉君） 37ページの道路維持費なんですけれども。

○議長（後藤洋一君） 8番、34ページから35ページまで。

○8番（久 勉君） ああ、ごめんなさい。失礼しました。

○議長（後藤洋一君） 土木管理費でございます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページまで、2項道路橋りょう費。8番。

○8番（久 勉君） 失礼しました。37ページの道路維持費なんですけれども、先日の議会でもある方が道路が陥没していて、そこで車が修理をしなければならなかったということで町にその請求が来て、保険屋さんに見てもらって個人の分と町で支払わなければならなかった分ということで議決したわけなんですけれども、町内のそういう道路の危険と思われる箇所へやはりパトロールして、ここはもうちょっと危ないですよとか、そういった看板の設置とかを考えているかどうかということと、もう1点、将来来るその企業の、あそこの道路の拡幅は始まるようなんですけれども、以前にも申し上げましたけれども、400人からの従業員が来る場所ですので、できればループといいますか、ほかからも回れるような迂回路といいますか、そういったのも考えてあげないと、あそこでものすごい朝とか夕方とかにラッシュが想像されますので、ぜひ、以前はあれは、誘致企業だからまちづくりの課長だったと思うんですけれども、その答えでは、企業のほうから何も要望はないということなんですけれども、企業から要望なくても、やはり将来の交通を考えれば町として投資しても、そういった企業がせっかく来ていただくんですから、やっぱり自分たちのことも考えてくれているなということを感じさせるような施策も必要なのではないかなと思いますので、ぜひその点も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 最初の議会の当初で、陥没している箇所におきまして車のほうを損傷させてしまったということで、その後町としましては道路維持につきまして、管理につきましてはパトロール等を重視しまして、あるいはまた町民からの情報を基にして、速やかに穴あるいは道路の状態が悪いところについては補修を行っているところです。直営でできる範囲というのは限られていますので、ある程度直しながらやっているというところで、今回も追加で工事請負費のほうで、あるいは委託のほうで予算をお願いしているところがございます。

その中で、看板設置についてでございますが、看板のほうは昨年度から限られた予算の中で購入し、特に今までは籠岳山線のほうでちょっと大分傷んでいたもので、段差ありとか通行注意の看板のほうは設置してまして、今回工事のほうおかげさまで終わりましたので、その看板を利用して他の場所に移動しようかなというところがございます。看板のほうも、限られた予算の中でございましたので、既決の予算の中で間に合うのであればまた追加等々、危険看板というか表示看板を設置していきたいと考えておるところでございます。

また、次の企業誘致、今度新しくいらっしゃる会社のルートの関係でございます。今そちらのほうは新設改良費のほうで、予算の中で今現在進めているところでございます。ルートの変更につきましては、先ほど質問者もおっしゃっていたとおり、まちづくり推進課を通しまして企業さんのほうに意向というか考えを聞いてもらったところ、同じような答えで、特段そのルート変更というのは、別なルートというのは考えていないということで、当方のほうも承っているところがございます。その中で、まずやっぱりバイパスというか108からま

ずもって工場までの間のところ、そこのまず整備を優先的に進めましょうということで、鋭意国の補助事業を使って整備のほうを進めているというところでございます。

また、別ルートということですが、ルートを考えますと出来川の堤防の下を使った側道ですか、そちらのほうもあるんですけども、そちらのほうは今現在出来川のほうも改修工事もありますし、なかなかそちらのほうを広げるといくなるとなると、今度出口の部分で交差点部に当たるといことで、ちょっと難しい部分があるという今状況でございます。

また、今その地域内で、今度来るエリア内では圃場整備事業が始まっております。その中で、今年採択受けまして実施設計ですかね、今年度入ると聞いております。その中で地元の方から、何とか花勝山地区から新しく整備する道路に向けてということの話は来ておりますので、その辺のところを改良区さんと、あるいは地元の役員さん等々も交えながら今後の方向性というのを考えていきたいなと思います。そうすれば、いろいろそれをつくったからといって、また踏切の問題等々いろいろ課題はありますが、企業が来たからというわけではなく、地域全体としての道路の整備のほうを考えていきたいなと思っております。終わります。

○議長（後藤洋一君） 課長、もう少し簡潔にしてしゃべってください。

あと、関連してまちづくり推進課長からもしこの件で、いいですか。ほかにございませんか。

休憩します。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

引き続き、2項道路橋りょう費ございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） いろいろ道路とかの補修とかの話があるんですけども、いろいろ思うに、町長への提言なんですけれども、各課で管理されている施設等を含めて、道路もそうなんですけれども、その課をまたいで横断した形で管理できるような営繕課みたいなのを提言したいと思います。いろいろ管理して、いろんな課の人たちが何年置きかにな変わって行って、そういうのが置き去りにされて行って、結局そのB&Gの屋根は塗らない、箕岳体育館の屋根も塗らない、大変な状態になってから、大変だ、直せないと、金がかかると。そういう中で、そういう事態に及ぶ前に、しっかりとした営繕する、管理をするような担当部署があればよろしいのではないかと思います。町長の所感をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設に関しまして、維持補修に関しては、当町にやっぱり大きな課題となっているのは事実でございます。現在、その補修に当たりましては、様々な補助金等の活用も含めて、公共施設維持管理計画ということで、それぞれの現在管理をしている担当課におきましてその計画を作成し、管理をするという形で進めていくこととされているところでございますが、その公共施設維持管理各個別計画がまだ作成されていない部分もあると。

そういった形のを築き上げた上で、その直すべき年次計画なりそういうことを計画的に進めながら行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） そういう計画的にという話もでございますけれども、今現在でも道路は穴は空き、屋根はさび続け、雨は漏れ続けるみたいな、そういうことが続いていくと思いますので、早急にそういう事態に対処していただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ご提言ありがとうございます。やはり、町長になっているいろいろ思いますけれども、各課でそれぞれ施設管理としておりますけれども、道路も様々含めてありますけれども、それが私の立場で一貫して全てを分かるようなシステムというのは今出ていないのは事実でございます。そういった中で、やはり予算の配分というのを考えますと、そういう総体的なものも必要だということで、それも各課でのそれぞれの施設管理計画、それを全体としての施設管理計画、そして更にそれを戻しての施設管理、そういうものを何回か繰り返して、分かりやすいような形でこの方向でやりたいということが示せれば、やはりそれが一番いいのかなと思っております。

一人町としてやるというのではなくて、そういったようなものができれば、できても計画には様々な不備が多分あるでしょうから、そういったようなところをやはり町民の声として皆様方から届けていただいて、再修正して完成度を高めれば、おのずからこういったような議会においても、まずはその部分を優先的に予算づけしていくということになりますと、やはりこれは非常に計画的にできて有効な形、効率よくやれるということもありますので、それは今私の任期中にできるかどうか分かりませんが、少なくともそのようにしないと、誰がやってもそのようにしないとその場限りの施設管理となりますので、そういったようなことで全課を挙げて、もう一回そのことを考えてみたい。そういったような施設管理に対する計画というものはこれまで示してありますけれども、更にそれを見ながら再構築していきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 3回目ですね、1番。

○1番（黒澤 朗君） 私なんか、日々いろんな町民から、あそこがこうなっている、ああなっているとかいう話があるんですけども、いろいろ日にちがたつにつれてそういうのを忘れてしまったり、いろいろなことがあります。そういう営繕を担当する部署があれば、そういうのを一覧表にして、重要度とか傷んだ度合いとか、決算のときにこういうところは直しましたよとか一見できれば、一覧で見られれば計画が進んだとか、ちょっとあそこがよくなったとか、そういうこともあるのかなということで提言させていただいたわけですけども、今後ともよろしく願いたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。2番。

○2番（涌澤義和君） 今の維持で、道路のほうの主に出ているみたいですが、一応涌谷大橋から走っている県道涌谷田尻線ですか、あれの道路側面に植栽されている桜並木、今ですと枯れ木の状態というのが分かります。ただ、葉っぱ落ちてしまうと全部枯れ木みたいに見えますが、その辺の維持に関してもいかが考えているのか町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 枯れ木の件ですね。まちづくり推進課長。



○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 桜の植栽に関しては、まちづくり推進課のほうで管理しておりますので、こちらのほうで答えさせていただきますけれども、おっしゃるとおりこれからの時期、そういった剪定とかしめてまいりたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） 関連ではないんですが、一応道路に関しまして、今度新しい企業様が涌谷町に来る予定になっております。それも発表になっております。ただ、建設地になっているところに歓迎の看板ぐらい町で出せないのかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） それは都市計画の中で話してみてください。今は道路橋りょう費のほうでございますので、よろしいですね。ほかに。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 36、37ページなんですけれども、2番の道路橋りょう総務経費の中で18番、昨日も④の補助交付金、河川愛護会補助金という説明をいただきました。この河川愛護会というのは何名で構成されているものなのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） すみませんが、もう一度お願いしたいんですけれども、ちょっと聴き取れなかったので。

○5番（佐々木みさ子君） すみません、道路橋りょう費で今いいんですよね。

それで、36、37ページで、道路橋りょう総務経費の中で、18番④の補助交付金、河川愛護会補助金で昨日説明をいただいたんですけれども、これは何名で構成されているものかお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 河川愛護会で、大きく三つの団体がございます。1つは出来川河川愛護会、田尻川河川愛護会、そして旧迫川河川愛護会、その三つの団体がございます、それを取りまとめて涌谷町河川愛護会ということでございまして、ちょっとすみません、人数、構成メンバーについては手持ち資料ちょっと持ってきておりませんので分かりかねます。主な河川愛護会の内容では、河川の管理ということで草刈り等々をメインにやってもらっているところでございます。

今回の補助金につきましては、歳入のほうでもご説明申し上げましたが、県からの委託金、こちら田尻川にかかる分で、唐崎水門から一谷内橋までの間の河川堤防の管理のほうを、本来であれば県から直接この河川愛護会に行けばいいんですけれども、一旦町を通してその田尻川河川愛護会、涌谷町の河川愛護会のほうに一回行くという流れになっているものでございます。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） 昨日、私ちょっと勘違いしていたら申し訳ないんですけれども、今回補正で20万3,000円の補正がついていきますけれども、何かもっと大きい金額をやっているというふうに、この愛護会にやっているとこのふうにお聴きしたような気がするんですけれども、これだけだったのかどうかと、あとそれから、今田尻川の草刈りとあるんですけれども、あそこの城山の下の河川とか、あともっと草を刈っている河川のところというのは、それもこの愛護会の人たちが草を刈っているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 城山の下につきましては江合川でございまして、管理が国土交通省になっておりますので、国土交通省のほうで管理し、草刈り等やっております。この愛護会のほうは、どちらかというと県のほ

うの管理している河川になりますので、3河川という形になります。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。次に入ります。36ページから39ページまで、3項都市計画費。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 37、39ページ、城山公園の雨水対策工事で今回補正が上がっていますが、当初200万円で工事されたと記憶していますけれども、工事のほうも終わって足場等も外れているようですが、昨日の説明ですと雨水が流れているので、その対策として園路に盛土をするという説明、西側にするという説明がありましたけれども、その雨水というのは今後の災害の結びつくようなものではないのか、その辺の安全面はいかがなのか、工事である程度中が見えたと思うんですけれども、何かその水が出るということになると心配がございませぬけれども、その辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 石垣の工事につきましては、おかげさまで6月補正で予算お認めいただきまして、工事のほうは既に終わっております。今回お願いする箇所につきましては、どちらかというとな城山公園の上のほうでございまして、ご説明で申し上げたんですけれども、一昨年の台風で要は城山の公園の上の部分に雨が降った水が流れるところというのが集まってきて流れて、斜面を削って法面が崩壊したというところで、その崩壊した現場が、現地が所有地が県道敷だったということで、県のほうで昨年復旧工事をやっているということで、県のほうがその今後の対策ということで現地を測量されて、対策はどうしたらいいかということで調査いたしました。その結果として、城山公園の上のほうにございます園路部分ですね、川側のちょうど史料館からひょうたん池のほうに行ける真っすぐのメインの園路があるんですけれども、その部分のちょうど崩れたところ、災害復旧したところにある、昔からある石の土留めというか園路、水路を押さえている縁石があるんですけれども、それがその分だけ若干下がったんですね。下がったがために、その園路に集まった水、要は普通の水だといいいんでしょうけれども、大雨になったときに一時期に集まって、そこで越水したという状況が調査の結果分かったわけでございます。

それで、県のほうから何とか対策を講じてくれないかという再三ございましたので、今回補正で要はその石積み、園路の間に石積みあるんですけれども、あと転落防止柵あるんですけれども、その間に、イメージからすると畦畔みたいな形ですね、ちょっと盛土した形で景観を損なわない形で盛土した形でその高さを調整するという形で越水防止をするということの工事を今回やろうということで、予算のほうをお願いしたところでございます。ですから、石積みとは関係なく、あくまでもどちらかというとなその下の斜面とかに影響がないように、斜面崩れますと中学生の通学路になっておりまして影響があるということで、災害防除ということで今回対策工事をするものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 質問した箇所とは全然別なところで、法面が崩れたあの公園側の補修ということで安心しておりますけれども、工事が終わって石垣のほうは全く問題がないという、その通水とかそういうことはほとんど考えられないと見てよろしいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 私も現場のほうを施工完成後見ておりますが、通水、水が出ることは当然いいことだと思うんですけれども、特段そのほかの場所からの通水というのは見受けられませぬし、県のほうも一応話を

している中では特段完成ということで、特に問題なしということでこちらのほうでは確認しているところがございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君、本来であれば、都市計画費と私言いましたが、商工費の桜管理台帳になると思うんですけれども、今回の補正には載っていませんけれども、私のほうから特別に許可します。

○2番（涌澤義和君） ありがとうございます。では、うちのほうに入る企業様がもう決定しているわけですので、一応予算というか向こうの工事計画等もあると思いますが、涌谷町としてやはり町を挙げて歓迎しているわけですので、もう少し他の人たちにも分かりやすく、これだけ町を挙げて歓迎しているんだというのを大々的に大きな看板ぐらい、ひとつ企業誘致の営業経費の中からでも出せないものか、町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 企業誘致担当、まちづくり推進課ですので、私のほうから答えさせていただきます。

看板については、どちらを想定されているのか分かりませんが、メインの道路となりますと県道になります。国道で県管理の国道になります。そちらだと、その道路占用という形になると思うんですけれども、なかなかそういった看板の許可というのは難しいのかなと思っています。あと、それから町道でありますと、これから改良工事等も行われますので、その改良工事だったりそういったものとの影響もございますので、場所についてちょっと、歓迎の意を示すということでは必要なことかもしれませんので、その辺どういったことができるか考えてみたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 2番。

○2番（涌澤義和君） よろしく検討してください。お願いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） すみません、先ほど県管理と言いましたけれども、国管理の国道でございます。失礼いたしました。

○議長（後藤洋一君） ぜひ款項、補正予算のほうを見て今後質問していただきたいと思います。

それでは、次に入ります。38ページから39ページまで、4項住宅費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、9款消防費1項消防費ございませんか。3番。

○3番（竹中弘光君） 38、39ページ、一番下の地域防災計画策定経費について、関連として質問させていただきます。

今般、これは私だけでなく全体に言われていますけれども、災害が本当にどういう状態で来るのかが分からず、当町においてもその避難所ということで、かなり力を入れていろんな部分で用具等をそろえているのは承知しているつもりですけれども、やはり見てみますと、なかなか避難所に、あった場合に、住民の方が行ってくれるというのが何か少ないように感じております。その中におきましても、やはりまず一つが天平の湯ですか、やはり環境がいと、そこにどうしても避難所でない方もそこに行くという部分が多々見受けられますので、今後やはり早急に、出ていますけれども、そちらのほうの改善をまず一つ望むのと同時に、避難所の部分において大分その、さっきも言いましたけれども備品等用意していますので、そちらを町民のほうにPRのほ

うも積極的にやるような形、それと今、もうこれもすぐできるかどうかという部分になってきます、難しいのは重々承知の上ですけれども、やはり今涌高とか東地区のほうに、西地区のほうでは避難所ということで行っているんですけれども、やはりその地形を考えて、一番今予想されるのがやはり水害だと思いますので、より近くに逃げるということで、花勝山のほうに石坂の集会所とかそちらのほうもごございますので、そちらのほうなんかも利用、整備して避難所として設置するような形の考えがあるのかどうか、まとめて質問します。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回の地域防災計画策定の見直しに当たりまして、避難所の状況についての見直しということでございます。ご指摘のとおり、町民の方々にまずPRにつきましては広報等、あるいは様々な防災訓練等を通じながら、周知については改めて図っていきたいと思っております。特に、昨今につきましては予想外の災害、この前の台風8号におきましては太平洋側から初めて宮城県に上陸するという形で、災害がやはり予測しづらくなっているという状況もございますので、避難所への早期の避難が今必要となっているという状況もございますので、そういったPRについては努めていきたいと思っております。

また、避難所のまた細分化あるいは見直しというところでございますが、最近はコロナの影響もございまして、なかなか今検討するところでございます。コロナ禍の中での避難所の在り方というところもつながってきますので、大規模に一つの場所に集められるのかどうか、あるいは蜜を避けるために細分化も図りながら、より安全確保しながらやるためにということで苦慮しているところでもございます。ただ、先ほど申しましたように、避難が速やかに安全に行われることが大事でございますので、この辺についても今回の地域防災計画については、宮城県におきましてもやっぱりコロナ禍の中での避難所の在り方というところもうたわれておりましたので、こういったところの見直しについても検討させていただければと思っております。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） すみません、課長、今一つの質問の中に、天平の湯をどうするかという部分もあったんですけれども、その点どう考えているのか。それと、やはり今の状況下において、今の分かるんですけれども、やはり避難所といってもあればいいという形ではないと思うんだよね。だから、その部分の中でいかに町民の皆様はその避難所、避難所は最終的に命を守るという形にはなるんでしょうけれども、やはりそこに行ったときに快適に、快適まであれですけれども、やはりそういう部分のPRは絶対必要だと思いますので、それは今言っているように、いかに町民の皆様、こういう資材でもってある程度前に比べれば快適に避難できるよというPRは絶対必要だと思います。それと併せて、今も言ったとおり、それも限定的ではありますが、ぜひ花勝山で地形の利をできるようなところを整備して、ぜひ数多くの避難所というか、最低限すぐ逃げられるところということで考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ご質問いただきました天平の湯の避難所の在り方ということでございます。どうしてもあそこに避難者の方が集まってしまうという状況もございます。地域指定という形でありながら、一般営業も重なってしまうという施設でもございますので、今後はそういった避難所の在り方として、あそこはやはり高台であって、安全でかついろんな用具がそろっているということも含めて、福祉的な避難所として中心的に役割を担うべきことも可能かなということで、ぜひ検討していきたいと思っております。

また、ご指摘のありました、今花勝山のほうの避難所ございますが、避難場所として指定しております花勝山の集会所におきましては、トイレの改善などを図りながら、その安全性と快適性を踏まえながら避難所としての運用を図っているところでございます。ただ、先ほど言いました集会所に何人の方々集まれるかとか、そういうところはありますが、そういう必要とされた方が速やかに避難できる体制はつくっていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 最後に、今の財政状況ではなかなか言えることではないですけども、ぜひ財政が改善した後には、そういう避難所がある程度西地区にも建てられるように、ほかの議員さんも要望していますけれども、そちらのほうの計画もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁はよろしいですか。（「答弁、町長お願いします」の声あり）町長。

○町長（遠藤釈雄君） 最後に、財政上難しいと言いましたけれども、財政上難しいのではなくて、災害のときはどうするかというのが私の頭の中にいつもあるんです。台風19号、就任してその年の10月にありましたけれども、本当に何が何だか分からないままに対応したという中で、避難所でも様々な課題が発生しましたし、そういった中で、その気持ちがありますから、災害のときにどう対応したらいいかというのは、やはり金がないときは困るなということで今イメージしてやっているんですが、災害は直接命に関わりますので、緊急度が最も高い対応の仕方だと私はそう認識しておりますので、随時平常時において整備している。

それから、そういった中で、やはり自分の家が誰しも一番快適な場所ですから、避難所に移るとするのは様々な、ほかの人が一緒だったり、トイレの問題だったり、あるいは食べ物、騒音、様々な問題を抱えておりますので、それをコロナ禍の中でますますこの密集、密接というのが問題になってきておりますので、どうしたらよいかなど、そのように感じておりますけれども、少なくともトイレをラッピングトイレまで増やしたり、いざというときに少しでも快適さは必要であろうということで求めておりますし、それから天平の湯にやはり誰もが快適な場所を求めて行くので、下町地区の人たち指定しても入れなかったということもありましたので、そういったようなところはやはり快適であればあるほど弱者といいますか福祉避難所ということで位置づけて、そして弱い方は特に快適さが高いところに避難していただくというのも大事なのかなと思っております。この前、社協さんはいち早く病院といいますか老健のほうに移したところでありましたけれども、本当にそういう組織的に動けるところはまだいいんですが、三々五々集まってくるころとすれば、やはりああいうところは福祉避難所として大事になってくるなと思っております。

そして、花勝山は前にも議会の中で、もし西地区で緊急に増水した場合はどうするかというときに、バイパスの高台、陸橋があります高台ありますよね、そういうところにも移っても、緊急避難的にはしようがないのではないかという話もありましたけれども、それを言うならば、花勝山は結構というか全町民が集まってもどうということない広大な場所がありますので、それをまずは石坂集会所を避難所として使わせていただきましたけれども、金山集会所だったり、あるいは国道108号線沿いにある集会所だったり、そういうところも考えながら西地区の人たちがそこに早めに向かっていけるような形も整えていきたいなど、そのように思っております。緊急の場合、高台に集まっただけでも命だけは助かるなという感じでおりますので、そういったようなところは早急になおかつ慎重に対応していきたいと思っております。これは、本当に命に関わることで、そのことが

もしかしたら私の財政再建の原点なのかなと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 防災の計画見直しの件でお伺いしますけれども、説明によると法の漏れがあって、それを追加するという捉え方をしましたけれども、どのようなその漏れがあったのか、追加されるのはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 漏れといいますより、今回基本となります上位条例といたしまして災害対策基本法あるいは水防法あるいは土砂災害対策基本法など、上位法中で改正文が生じております。それで、当町の地域防災計画の中にその対応方法が条例とか参照するところがずれているという状況が幾つか生じているという状況でございます。こういった法令の関係を全部整理をさせていただきたいというところがまず1点でございます。条文についての取扱いについては、以上そのような形で進めていく予定ではございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） ずれているというか、上位法があってこの防災マップを作成したんだと思うんですけども、それが入っていなかった、法が改正、最近改正になったんですか、その改正になったのがいつなのか、じゃあその辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 改正については、東日本大震災以降随時行われているところでございます。今回については、当町の見直しが中途で見直しが終わっておりますので、その改正分を改めて作成以後、条文については見直しをかけていくというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと私が勘違いしているのか分からないですけども、この防災計画はマップも当然関連してくるものだと思うんですね、防災マップありますけれども、それとは全然関係ないのでしょうか。そうですか。今後その自主防災とかそういう関係で見直し等とか、それともその区域が変わるとか、そういうことがあるのかなとちょっと心配したものですから、関係ないのであれば防災マップはそのまま利用できるということでよろしい、はい、じゃあ結構です、了解しました。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今お話のありましたように、今回については地域防災計画という形で、各項目についての計画条項6項目あったかと思うんですが、その条文なりその項目の洗い出しとか、そういったところの見直しということで進めていくものでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 何か今お話聞いていたら、その上位法が変わって、その上位法の項目がその現在の持っている計画とは合わないの、それを直すということだったら、単にその上位法の条文の項目がうちの中に入っている計画と合わないのであれば、それを直すだけだったら1,000万円もお金かからないのではないですか、何でこんなにかかっちゃうの。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回の地域防災計画の見直しにつきましては、先ほど申し上げました各条文の改正を受けた修正、文言の修正のほか、宮城県におきまして作成しております昨年度見直しをかけております地域防災計画、それとの整合性を取るために、例えば宮城県におきましては昨年度、令和元年度東日本台風の近年の災害に対する対応など加えておりますので、これを涌谷町に置き換えて、そういったものを参考に、参照にしながら、そういった部分も見直しをかけさせていただきたいと思っております。

また、宮城県におきましては同様に、避難所における新型コロナウイルスの感染症の対策についても地域防災計画の中に入らうなどしておりますので、そういったことも含めて見直しをかけていきたいと思っております。また、計画策定後については、マニュアル等の作成をしながら、職員あるいは町民に対してそういった周知を図るため、そういった作業も入っているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 県が変わったから、それに合わせて直さなければならない、その程度のだったら職員の中でできないんですか、これ。業者に発注しなければできないものなのか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど申し上げました関係条文については、多岐にわたっているということもございますので、専門的な知識も入れていただきながら改正をしていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） いいですか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。40ページから41ページまで、10款教育費1項教育総務費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページまで、2項小学校費ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 補正予算41ページ、小学校管理経費で工事請負費ということで、一小廊下改修工事、もう一つ一小プール改修工事、昨日の説明では塗装剝離による改修工事というのがプールのようですけども、この二つの改修工事、どのような改修を行うのか。プールは多分塗装なんだろうけれども、どのぐらいの期間を要するのかお伺いします。

あと、併せてその小学校教育振興費の中の会計年度任用職員報酬、報酬だけではなくて共済費、旅費が46万円減額になっていきますけれども、昨日の説明ではプール監視員の減額というふうになっていきますけれども、今シーズン夏休みになって大分暑かったわけで、プールの使用がそんなに少なかったのかな、中学校費にも関係してきますけれども、この2点お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の小学校管理経費の工事請負費についてでございます。まず、涌谷第一小学校の廊下改修工事でございますが、廊下自体は役場庁舎と同じような塩ビ製のシートのような廊下となっております、めくれ上がったりそういった破損している箇所がございますので、その部分の改修、補修工事を行うものでございます。

それから、プールの改修工事につきましては、今お話ありましたように塗装の剝離ということで、プールサイド、それからプールの中の塗装についても一応全面的に塗装のほう改修したいなと思っております。

工期自体は、そんなに長くかかるものではないんですけども、時期的なもの、あまりちょっと早くやりましたも、あと冬場、雪等のそういったところのこともございますので、来年度の使用に向けまして、それに間に合うような形で行いたいなというふうに考えております。

それから、次の小学校教育振興経費のプール監視員の関係でございます。今年度につきましては、学校のプール、小学校につきましては、涌谷第一小学校についてはこのプールの剥離が激しいということで使用いたしませんでした。なお、月将館小学校につきましては、夏休み明けから使用する予定としておりましたが、やはりそのコロナの影響もございまして断念したというふうに報告を受けております。籠岳白山小学校につきましては、夏休み明けから入りましたが、そんなに回数はちょっと入れなかったとお聴きしております。夏休み中の開放につきましては、やはりその監視員が大学生ですとか外部の方が多いということもございまして、そういった感染対策の観点からも、できれば入らせてあげたいというところはあったんですけども、各学校ともよく話した上で中止を決定したところでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 工事請負費、期間がまだちょっと、この時期までというのはちょっと分からないけれども、来年度には間に合うようにということでした。廊下にしてもプールにしても、今年に限らず夏場というのはかなり暑くて、子供たちがプールに入れないというのは大変悲しいことだなと。そしてまた、もう少し早くから、この第一小学校の関係ですけれども、プールの状況をもう少し早く確認できなかったのかなと、この500万円をかけるためにですね。そうすれば、先ほど答弁の中で、やっぱりコロナの関係で断念、もしかしたら断念せざるを得なかったかもしれませんけれども、せっかく子供のためにこの暑い中、またプールを楽しみにしている児童もいらっしゃると思うので、その点はやはりもう少し早めな確認というか発見ができなかったかということをお伺いしたいと。これは、2つ目のプール監視員のほうにも当てはまると思うのですが、併せてお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 議員さんおっしゃいますとおり、早めに確認しておけば今年度の使用に間に合ったかもしれませんが、今後は早めに確認のほう行うようにしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 答弁はそれで分かるんですけども、もう少し何だろうな、塗装が剥がれて危険だという認識、判断をしたんでしょうから、今年になって初めて分かる、今年というか清掃する時点で分かって、何らかの対応はできるはずだったと思うんです。金額が金額なのかもしれませんが、やはりもう少し、6月とかその時点で何らかの準備をするわけですから、その点ではもう少し早めな、経過が今のところ、先ほど答弁なかったんですけども、やはりそういう経過をちょっと知りたかったということと、あと答弁いただいたんですけども、これも財政のかかる話ですので、財政のサイドの話になるかと思うんですけども、やはり子供たちに関する使わなければいけない財政、お金、そういった点を確保しなければいけないというのは、やはりちょっと時間があまりにも遅すぎるんじゃないかなと。9月の補正でなくてももう少し早めの補正でもできたんじゃないかなと思うので、その点ちょっと政治的な話にもなってくると思うんですが、その点3回目ですけどもいかがでしょうか。



○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 今回、涌谷第一小学校のプールにつきましては、昨年度はコロナの関係で全く使用ございませんでしたので、今年度のプールの使用に向けての作業中に実際分かったところでございます。剥離が激しいとお話ししたんですけれども、プールサイドのやはりその剥離が激しく、その辺学校の業務員の方なども剥がしたりという作業はしたんですけれども、それでもやはりだんだんとまたその剥離がどんどん増えてくるような状況でして、ちょっと自前ではなかなか対応できないという状況でございました。そういったところで、涌谷第一小学校のプールは使えないということで、学校ともいろいろと協議しまして、ほかの学校のプールを使わせてもらえないかですとか、あとは民間の屋内のプール、そういったところも使う方向で検討したところでしたけれども、最終的には学校のほうでPTAとも相談した上で、今年度は行わないというふうに決断したところでございます。

今後につきましても、その辺状況等きちんと確認しながら、早めに対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、4項幼稚園費。8番。

○8番（久 勉君） 予算には出ていないんですけれども、幼稚園のその管理ということで、以前に涌谷幼稚園の遊具がもう使えなくなっていると。撤去するのに幾らぐらいかかるのか試算されていたら、それを教えていただきたいことと、それからさっきの1番議員への答弁で、町内の施設の営繕といいますか、そういったのを総体的にやっぱり考えていくべきではないかということへの答弁に、総務課長の答弁から、計画的各課からその営繕しなければならないものを吸い上げて計画的にやっていきたいと、じゃあその計画書をいつまで作るのか。たしか道路とか橋梁とかそれから学校は長寿命化で全部そういったのができていると思うんですけれども、それらのことと併せて、先ほどの答弁では各課からその計画を上げてもらって計画的にやるようにしたいということなんですけれども、それいつまでやるかということですね。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

8番議員の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

涌谷幼稚園の遊具の撤去費用というご質問でございます。涌谷幼稚園の現在使用しておりません複合遊具の関

係かと思えますけれども、こちらにつきましては見積り、また積算等ちょっと行っておりませんので、撤去費用につきましてはちょっと今お示しできないところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほどご質問いただいております公共施設の個別計画の策定期と、今後どのように維持していくかというところでのご質問かと思えます。

現在、涌谷町におきましては、涌谷町公共施設等総合管理計画として平成28年12月にこの総合管理計画を作成させていただいております。その中で、長寿命化計画として個別に公営住宅等、あるいは橋梁、あるいは公園施設という形でそれぞれ長寿命化計画を作成し、計画的に維持管理を図っているところがございます。今回、そのほかの公共施設の管理計画ということになりますが、先ほど企画財政課長が説明申し上げました総務費総務管理費の中の財産管理費の中で、公共施設管理計画更新業務委託料ということで160万円ございます。今回、公会計を作成するに当たりまして、財産台帳の作成が必要となりますので、今回涌谷町にございます各施設のリストを再度作成し直すという形になるかと思えます。その際に、そのリスト作成の際には現状の状況も加味しながらリストを作成するというところがございますので、これらを各課に再度リストを確認していただきながら、計画的な修繕に向けた計画あるいは検討をいただくような形で進めていくことになるかと思えます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 総務課長、答えになってないじゃないですか。俺何て聞いたの。いつまで計画つくるんですかって聴いたんですよ。答えてないじゃない、それ。

それから、涌谷幼稚園の遊具については見積りも取っていないということだから、それはそれとして、ただちょっと残念なのは、その今回の補正で城山児童遊園それから一本柳住宅公園のいずれもその遊具の撤去費用が計上されています。現在その涌谷幼稚園のは使用ができなくてロープとか張って子供たちが入らないように安全策を取っているということですが、城山の児童遊園や一本柳住宅公園の児童遊具とは違って、幼稚園は毎日子供さんたちが通ってくる場所ですので、その優先度からいけば私はそちらのほうが先ではないのかなと思えますので、その辺は今後教育委員会内部で検討なされて、あとは財政当局と相談して、できるだけ早い機会にやっていただきたいと思えます。何か、片方城山児童遊園や、一本柳住宅公園のをや、涌谷幼稚園のは出てこなかったというのは何でかなとちょっと不思議に思いましたので、やはり町全体を考えれば、その足並みをそろえてやるべきではないのかなと思えますので、ぜひ検討いただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ご質問いただきました公共施設の個別計画のということでございますが、先ほど言いましたように、台帳整備を踏まえて各課に戻しまして、各課において計画を作成いただいて予算編成につなげていきたいという形に、手順になるかと思えます。（「いつまでやるんですかと聴いているんだけど」の声あり）財政状況を踏まえながらという形になりますけれども、個別計画については各課の個別の事案にもなりますので、そこら辺を協議しながら進めていきたいと思っております。（「時期は、だから」の声あり）予算編成に合わせながら進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。予算編成に合わせて実施するということですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。44ページから47ページまで、5項社会教育費ございませんか。6番。

○6番（稲葉 定君） 45ページの文化財保護経費、これ今回太鼓堂の修繕だということで90万円計上されているんですけども、文化財の建物といえば佐々木家住宅のことを思いだしたので質問させていただきたいと思えます。

佐々木家住宅、今活用されていない状態なわけで、傷みも何も使っていないと早く傷むと思われるんですけども、その状況は確認されているのでしょうか。また、文化財といえはいろんな収蔵品持っているはず、涌谷町で持っているはずなので、今はコロナ禍ということで人を集めるイベントの計画はなかなかできないんですけども、収蔵されているそういったいろんな文化財をぜひ公開展示していただきたいと思うんですけども、計画はコロナ禍でもできるので、その辺どうお考えになっているかお示しいただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） お答えいたします。

佐々木家住宅につきましては、これまでのちょっと経緯をお話しして、令和2年度、前副町長と企画財政課、まちづくり推進課、生涯学習課の3課とでワーキンググループを設置し、佐々木家住宅の利活用について横断的に検討を進め、佐々木家住宅の利活用に係る基本方針を策定しております。これは、あくまで基本方針でございます。今後この方針に基づいて、令和3年度以降具体的な検討を進め、各種事業を展開していくこととなっております。現在、佐々木家住宅につきましては、町指定の文化財でございますので、生涯学習課といたしましては、他の文化財と同様、保存活用に努めてまいりたいと思っております。また、これまでどおり、企画財政課、まちづくり推進課とともに、佐々木家住宅の利活用に係る基本方針に基づき検討を進めていきたいと考えております。

あと、2点目の収蔵品の展示ということですが、佐々木家住宅のほうからも幾つか展示品等は出ております。そのことについては、コロナ禍ではございますが、できる範囲で今後検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 佐々木家住宅なんですが、利活用の計画はあるんだということではございますけれども、それが具体的にどういった計画か私には分かりませんが、具体的にどういったふうにしていこうとしているのか、そういった計画の公開なんかもしていただければ、議員一人の立場、私は一人なんですけれども、いろんな議員の皆さんあるいはほかの方々の意見なんかも参考にしながら、またその計画の手直しとか修正とかあると思うんですけども、計画を公開していただければありがたいと思えます。

それから、佐々木家がそもそもお持ちになっていた収蔵品は、それはそれであると思えますけれども、そのほかにも収蔵品、例えば屏風絵みたいなやつだったりなんなり、昔ちょっと見せてもらったことあるんですけども、それ修復するんだとか、そういったことあったんですけども、せっかく町のそういった収蔵品、文化財いろいろあるのに展示も公開もされないということは、いわゆる宝の持ち腐れなわけで、町民だったら見てみたいと素朴にそう思うわけで、ぜひそれを、コロナが収束しないとできないのはもちろん分かっておりますけれども、ぜひ計画しておいて公開に踏み切っていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 佐々木家住宅の利活用に係る基本方針につきましては、機会を見て議員の皆様にもお知らせしたいと考えております。それから、基本方針の中では、町民の意見を聴取等いろいろな計画を立てておりますので、そういったところも検討して進めてまいりたいと思います。

それから、文化財の展示ですね、そちらにつきましては、史料館で一部行っているところもございますので、皆さんにPRしながら展示できる施設も検討して進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 大分公開していただけるという答弁はいただいたんですけども、歴史ある涌谷町でございますので、町所蔵でなくても各寺院とかいろんな個人で所蔵しているいろんな文化財なんかもあると思いますので、今年、来年全部しろとは言わないんですけども、ぜひそういったことで我々にも歴史を感じる文化財とかそういったこと、自分の目に焼きつけて、いつか火葬場に行きたいと思いますので、よろしくその辺取り計らいお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか。（「あれば」の声あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） ご意見ありがとうございます。議員さんのおっしゃるとおり、今後計画立てて事業を推進してまいりたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） また再び太鼓堂の話なんですけれども、修繕ということなんですけれども、これを藩志会のほうにお願いするという、どういうその修繕なのか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 修繕につきましては、昨日補正予算のご説明のところでも申し上げましたけれども、涌谷伊達家墓所にあります5棟の霊屋のうち、宝台院霊屋と玄珠院霊屋について屋根の一部が破損したことから修繕を図ろうということでございました。この霊屋宝珠が壊れたのは、昨年4月と聞いております。かなり劣化してさびておまして、そこの宝珠の部分を替えるというところでございます。それで、もともと所有権としては亙理家のものと聞いております。ご当主様におかれましては随分ご高齢で、亙理家のほうでは修繕費用についてはちょっと賄えないということで、今回伊達涌谷藩志会様のほうでぜひ直したいというお声をいただいて、修繕の運びになったと聞いております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） 太鼓堂の隅櫓とは違うんですか。修繕。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 失礼いたしました。太鼓堂90万円のほうの修繕でございましたね。そちらのほうにつきましては、令和3年3月20日の地震によりまして、壁面の亀裂と木部の経年劣化を併せて修繕し、保存を図るところでございます。今回、史料館も令和2年から令和3年初めにかけまして修繕を行っております。それから、建設課のほうでも城壁のほうを修繕しております。その中で、3月20日の地震で太鼓堂のほうも随分傷んでおまして、かなりひびとか入っておりました。それで、このままにしておきますと、やはり文化財については傷みが激しくなりますので、史料館につきましては12月から来年の3月を閉館期間として

おりますので、今回のその期間を利用して修繕し、来年4月以降、桜の花が咲く頃には間に合うようにということで今回修繕の計画に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 1番。

○1番（黒澤 朗君） 聴きたかったのは、太鼓堂は文化財に指定になっていると思うのですが、それを藩志会が直すというのは（発言あり）藩志会は関係ない、それは業者委託ということで、分かりました。以上です、勘違いでした。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、46ページから47ページまで、6項保健体育費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。46ページから49ページまで、12款公債費1項公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑は終結いたしました。

これより討論に入ります。4番。反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」の声あり）

ほかにございませんか。8番。賛成ですか。（「反対です」の声あり）

ほかにございますか。では、8番から反対討論をお願いします。

○8番（久 勉君） 今回の補正で、6億1,700万円、そのうち主なものは5億、これは基金への積立てということなんですけれども、先ほど申し上げたその地域防災計画の策定経費1,000万円というの、なぜこの時期なのか。それから、先ほども申し上げたんですけれども、自分たちでできないのかという、例えば令和2年度には、その福祉課では福祉計画を自分たちで策定しています。片方の課ではそうやって職員でやって、そして総務課管理のその防災計画を業者にお任せするという、そんなに難しいことなんでしょうか。例えば、県じゃなくてその上の基本法とかなんとか上位の法が変わったので、それに合わせて直さなければならないということとさっきおっしゃられましたけれども、それは上位の法が変わったときにその都度直していかなければならないことだったんじゃないですか。それをここまで引き延ばしたというのは、それも県から指摘されてということは、本当に町としてきちんと整理していなかったということが言えるのかなと思います。そしてまた、業者に頼むのではなくて、県内で一番喫緊の近いうちにこの計画をつくった市町村を参考にしながらつくるということは可能なことだと思います。さっき何か専門用語とか言いましたけれども、やっぱり自分たちでつくれば自分たちのものになるんですよ。業者さんがつくったのを眺めたって、やっぱり自分たちのものにならない。それは、先ほど申し上げたその福祉計画を、やはり自分たちの町の福祉計画なんですから自分たちでつくるといっていった姿勢が総務課に見られないというのは非常に残念であり、それで反対といたします。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 令和3年度の一般会計補正予算（第5号）の賛成討論をいたします。

本予算には質疑がなかったんですが、民生費、社会福祉事務経費の委託料、お福分け事業と新型コロナワクチン接種困難者支援事業、そして児童福祉の委託料でひとり親家庭支援事業について、町民がコロナ禍で困っていることの話合いを職員同士が行い、考え抜いた涌谷町独自の事業と受け止めました。経済的に困窮する世帯あるいは独り親家庭に必要な食品や物資、商品券などの提供や支援を行い、地域と関係をつなぎ世帯の孤立防

止を図る事業、またコロナワクチン接種希望高齢者及び障害者の方に接種の手助けを行う支援事業、この件につきましては、私も前に希望者に接種が必ずできるようお願いした経緯もありますので、そのような方が少なくなること、大変きめ細やかな配慮、かゆいところに手が届くような精神が伺え、福祉サービスの根幹であり、行政サービスの基本であると高く評価いたします。発想や事業展開の検討、関係機関との協議など、予算計上までのそつのない事業準備であったと思います。他の職員の皆さんにも、一人一人が町民の身になり、町民の思いを酌み取り、温かい行政サービスを行っていただきたいと思います。職員力の発揮を期待いたします。その日本的なサービスの事業を展開することに賛同いたし、賛成討論といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論は終結いたしました。

これより議案第61号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第61号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第62号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第62号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,027万2,000円を増額し、総額を20億1,405万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和2年度決算確定による措置でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第62号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正額については、歳入歳出それぞれ1,027万2,000円を増額をお願いし、予算総額を20億1,405万9,000円といたすものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の補正予算になります。

6款繰入金2項1目1節①財政調整基金繰入金1,091万3,000円の減額につきましては、財源調整するものでございます。

次の7款繰越金1項1目1節①前年度繰越金につきましては、令和2年度の決算に伴い2,118万5,000円を補正

増額するものでございます。

次に、歳出になります。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

職員人件費につきましては、総務課のほうで一括説明しておりますので省略させていただきます。

次に、6款保険事業費3項3目細目2特定健康診査事業費4節共済費3,000円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る雇用保険料の減額になります。

次に、7款基金積立金1項1目細目1財政調整基金積立金ですが、繰越金の2分の1以上を積み立てるものとされておりまして、1,095万円を増額するものでございます。9月補正後の基金残高につきましては、5億7,593万5,000円となります。

8款諸支出金1項3目細目1償還金158万7,000円を増額につきましては、令和2年度の決算に伴い一般会計負担分の事務費等精算金として繰出償還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第63号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ511万7,000円を増額し、総額を1億8,005万4,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和2年度決算確定による措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 説明省略ということで、以上で説明は終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第64号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第64号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,798万4,000円を増額し、総額を18億8,147万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和2年度決算確定による措置と、歳出の償還金におきまして、令和2年度介護給付費負担金等の確定による国、県への返還でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第64号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正額、歳入歳出それぞれ3,798万4,000円を増額をお願いし、予算総額を18億8,147万6,000円といたすものでございます。

それでは、予算書6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入の補正予算になります。



3 款国庫支出金 2 項 2 目 2 節その他地域支援事業分71万9,000円の減額及びその下の 4 款の県支出金 2 項 1 目 2 節その他地域支援事業分36万円の減額、更に 7 款繰入金 1 項 2 目 1 節②その他地域支援事業費繰入金36万円の減額につきましては、後期高齢者の広域連合からの委託事業を実施するに当たり、人件費における一般会計との会計間調整により、国、県一般会計からの法定負担割合分について減額するものでございます。なお、この事業については、10分の10の補助事業で実施するものでございます。

次に、3 款に戻りまして、3 目 3 節①介護保険システム改修事業補助金112万7,000円の増額につきましては、令和 3 年度介護保険の制度改正に伴うシステム改修事業の補助金で、補助率 2 分の 1 になります。

次の 7 款繰入金 1 項 3 目 1 節①職員給与等繰入金22万円の増額につきましては、職員人件費に係る各種手当の変更による増額になります。②事務費繰入金112万8,000円の増額につきましては、先ほど国の補助金でも説明いたしましたが、令和 3 年度介護保険の制度改正に伴うシステム改修事業を実施するに当たり、一般会計からの繰入金になります。

次に、4 目 1 節①低所得者保険料軽減繰入金35万7,000円の増額につきましては、令和 2 年度国負担分の精算に伴う追加交付になります。

2 項 1 目 1 節①介護保険給付基金繰入金1,193万9,000円の増額につきましては、令和 2 年度介護給付費の精算に伴う国、県支払基金の法定負担割合分の償還金について、基金で財源調整したものでございます。9 月補正後の基金残高につきましては、1 億8,268万2,000円となります。

続きまして、8 ページ、9 ページをお開き願います。

8 款繰越金 1 項 1 目 1 節①前年度繰越金として2,465万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳出になります。

10 ページ、11 ページをお開き願います。

職員人件費につきましては、総務課のほうで一括説明しておりますので省略させていただきます。

1 款総務費 1 項 1 目細目 2 一般管理経費225万5,000円の増額につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、令和 3 年度介護保険の制度改正に伴うシステム改修事業の委託になります。事業費の 2 分の 1 は国からの補助金になるところでございます。

次に、6 款諸支出金 2 項 1 目細目 1、22 節①償還金3,277万2,000円の増額につきましては、次の12ページ、13 ページをお開き願いたいと思います。令和 2 年度の決算に伴い、介護給付費負担金等返還金として2,859万3,000円の増額及び地域支援事業交付金返還金417万9,000円を増額し、国、県支払基金にそれぞれ償還するものでございます。

27 節繰出金460万7,000円の増額につきましては、令和 2 年度の決算に伴い一般会計負担分の事務費精算金として繰出償還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第65号 令和3年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第65号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度決算の確定に伴い、収益的収入におきまして長期前受金戻入益の増額、収益的支出におきましては減価償却費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第65号 令和3年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

ただいま町長の提案理由で申し上げた水道事業会計の補正予算として、第2条で、予算第3条に定めた収益的収入を26万1,000円増額し4億2,764万円とし、収益的支出を54万9,000円増額し4億1,352万4,000円にいたそうとするものでございます。

内容につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

収入におきまして、1款2項6目長期前受金戻入益の26万1,000円の増額、及び支出におきまして2款1項5目減価償却費の54万9,000円の増額は、当初予算の編成の時期の関係で概算で見積もっておいた関係上、令和2年度の決算の結果増額が必要となったもので、今回補正をお願いするものでございます。以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号 令和3年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 令和3年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第66号 令和3年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第66号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度の決算の確定に伴い、収益的収入におきまして長期前受金戻入等の増額、収益的支出におきまして減価償却費等の増額、資本的収入及び支出では建設改良費等の増額を見込み、予算全体の収入、支出の状況から一般会計繰入金について収益的収入から資本的収入へ組替えを行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第66号 令和3年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

ただいま町長が提案理由で申し上げました下水道事業会計の補正予算として、第2条は、予算第3条に定めた収益的収入を116万5,000円増額の4億8,035万4,000円とし、収益的支出を21万7,000円増額の4億7,940万6,000円にいたそうとするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入を434万円増額し2億3,966万6,000円とし、資本的支出を同じく434万円増額し3億7,649万円にいたそうとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、企業債の限度額の補正で、公共ますの設置工事等の財源として公共下水道事業債（汚水分）を400万円増額し890万円にいたそうとするものでございます。

第5条は、予算第9条で定めた他会計からの補助金の額を定めたもので、34万円減額し1億9,936万2,000円にいたそうとするものでございます。

続いて、6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収支の補正の内訳でございます。

1 款 2 項 2 目他会計補助金10公共汚水 1 節他会計補助金の34万円の減額は、支出で企業債利息の減額に伴い、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

5 目長期前受金戻入は、10公共汚水 1 節補助金の140万5,000円の増額から、30農集排 3 節受贈財産評価額 2,000円の増額まで、合わせて150万5,000円の増額となりますが、令和 2 年度決算の結果によるものでございます。

次に、支出となります。

2 款 1 項 9 目減価償却費で、10公共汚水と30農集排の62節有形固定資産減価償却費を合わせて55万7,000円の増額につきましても、令和 2 年度決算の結果によるものでございます。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費10公共汚水67節企業債利息34万円の減額につきましては、令和 2 年度中に新規に元利均等償還で借り入れた企業債が、当初予算で見積もった利率よりも低く借入れしたことによるものでございます。

続いて、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正の内訳でございます。

3 款 1 項 1 目企業債10公共汚水 1 節建設改良債400万円の増額は、先ほど企業債の限度額の補正でも説明いたしました。公共ます等の設置工事の財源とするものでございます。

2 項 1 目他会計出資金10公共汚水 1 節他会計出資金の34万円の増額は、企業債償還金が予定よりも増えたために収益的収入から組替えしたものでございます。

次に、支出でございます。

4 款 1 項 1 目管渠建設費10公共汚水51節工事請負費の400万円の増額でございますが、当初予定しておりました箇所以外に、今年度中に公共ますの設置が要望された箇所が 6 か所あり、それに対応するために増額するものでございます。

3 項 1 目企業債償還金10公共汚水88節企業債償還金34万円の増額につきましては、令和 2 年度に元利均等償還で借入れした企業債が見込みより低利で借入れできたことで、元金の償還額が増えたことに伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号 令和 3 年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 令和3年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第67号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第67号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、常勤医師の給与を公務員身分の給料として予算措置しておりましたが、公務員身分としてではなく、契約により医師を採用いたしたいところがございます。このため、給料ではなく報酬として給与を支出することになったことにより、報酬に不足額が生じたため増額をお願いするものでございます。このことにより、医師の充実を図り、診療報酬の増額を目指すものでございます。

また、医師確保に要したコンサルティング料や、レントゲン等における検査精度向上に係る外部機関への読影委託料の増額などについても併せてお願いするものでございます。

資本的支出におきましては、医療機器等を購入するため、資産購入費を増額しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） それでは、議案第67号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、勤務医師の現在の状況について説明いたします。常勤医師といたしましては、内科7人、整形外科1人、眼科1人、計9人体制及び応援医師で診療を行っております。うち、公務員としてではなく契約により年俸制などで勤務している医師が4名、ほか5名につきましては共済組合に所属する公務員としての医師となります。

今後の予定といたしましては、9月末で1人の医師が退職予定となっており、10月以降常勤医8人体制及び応援医師で診療を行うこととなります。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条で定めました収益的支出に、医業費用5,987万7,000円、医業外費用2万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的支出に61万円を増額するものでございます。

第4条におきまして、予算第11条に定めました棚卸資産の購入限度額を4億5,159万6,000円に改めるものでございます。

予算書4ページ、5ページをお開きください。

補正の内容です。収益的支出2款1項1目給与費5節報酬3,441万6,000円の増額ですが、冒頭に申し上げまし

た契約により勤務している医師の月々の給料は5節報酬で支払われており、公務員としての共済組合に加入した医師は1節の給料で月々の給料が支払われることとなります。今年度に入りまして、病院の常勤医師1名、老健との兼務医師1名、計2名が契約により入職したことから、5節報酬におきまして不足が生じるため、増額をお願いするものでございます。本来でありますと、1節給料と5節報酬を組み替えるべきではありますが、今後も医師や看護師の入職、退職が予定されていることから、1節給料の補正につきましては12月補正で対応したいと考えております。また、同じく5節報酬ですが、春からの新型コロナウイルスの予防接種には多くの応援医師にご協力をいただいております。この応援医師の報酬額の見込みがまだ確定していないことから、同じく12月補正で対応いたしますことを併せてご了解いただければと思っております。

続いて、3目4節職員被服費27万3,000円ですが、経年劣化により白衣等を購入するものでございます。

15節賃借料126万7,000円につきましては、検査精度向上のため遠隔読影レポートシステムや、循環器医師の入職により除細動器をリースするものでございます。

17節委託料2,392万1,000円ですが、その内訳といたしまして、まず1つ目、他の医療機関との業務委託によりまず応援医師の派遣に369万6,000円、2つ目、本年度になってから採用いたしました医師2名分のコンサルティング料として634万円、3つ目、レントゲン検査などで読影精度を向上させるため、院内医師と外部専門医師の2つの医療機関で画像読影を行うことで、医療ミスを防止する取組を行っております。この委託料として1,137万2,000円、この読影につきましては診療報酬で見ることができますことから、結果的に病院の手出しはないものと考えております。4つ目、事務補助員派遣委託に係る費用として245万8,000円。5つ目といたしまして、支払業務デンソウカに伴う委託料として5万5,000円、以上5件で合計2,392万1,000円となるものでございます。

続いて、2項3目3節雑支出2万8,000円は、消費税分の確定見込みでございます。

資本的支出4款1項3目1節資産購入費61万円ですが、ハイローストレッチャーは内視鏡室で効率よく内視鏡検査を行うために購入するもの、そして超音波骨折治療器におきましては整形外科で使用するものとなります。いずれの機器も、病院の収入増を見越した機器の導入となりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 今回の補正についてちょっと確認をしたいと思っております。

まず、1つ目として常勤医師等の報酬ということで、1名の医師と見ましたけれども、今までも契約医師はいますという説明でしたけれども、この医師はこういう採用と言ったらいいんですかね、法的に可能なかどうか、その辺をちょっと確認しておきます。

それから、説明であるその医師が来たことによって診療報酬、それから遠隔読影等での診療報酬も可能であるということであれば、当然ここに医業収入として出てきてしかるべきだと思うんですけども、なぜそれがないのか。

それから、戻りますけれども、その常勤医師と言われるもの、これちょっと総務課のほうも当然、恐らくその3,500万円近い医師ですので、総務課のほうにも相談はあったものと思っておりますけれども、可能とした理由という

か、何の根拠でよしとしたのかちょっと伺いたいと思います。とりあえずその2点お願いします。

○議長（後藤洋一君） まず、法的な採用ということと、あと医業収入の分、2つ。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 医師の採用につきましては、センター長のほうでこちら全適を受けております。公営企業法のほうで、こちらのほう認めておりますので、可能と考えております。

また、診療報酬につきましては、今回増額のほう見ておりませんでした。こちらにつきましてはコロナの予防接種であるとかそういったものの報酬が今後入ってくるのが予想されておりまして、ちょっと今回の補正には載せておりませんでした。こちらにつきましては、12月補正で対応させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 総務課での検討事項ということで、相談事項があったかということでございますが、ただいま総務管理課長がお話しいたしましたように、全適でありまして、病院のほうで対応したところでございますので、総務課については相談等受けていない状況でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 全適は確かにセンター長の権限でできることは私も当然、全適ですので可能は知っていますけれども、そうであるならば、当然規約なりそういうことで報酬額なりそういうものを決めなければいけないものであると思うんですけれども、そういうことを整理しているのかどうか、その辺は当然町長のほうまで決裁も上がってきているものと思いますけれども、そういうことはきちんと取決めしての金額を載せているのか。

それから、公務員として身分を外してほしいということは、ちょっとそこは私も理解できないんですけれども、聴き間違いであれば訂正していただきたいんですけれども、いかにその臨時、常勤だからこれ公務員から外れるとかということは私不可能だと思うんですが、その辺許可したというか、よしとして採用した、条件として最低そこは先生のほうに話しておかなくてはいけないことだろうと思うんですが、その辺はどのような経過なのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 誰にお伺いするんですか。（「経過は管理課のほうでお願いします。先生との交渉の経過」の声あり）それを誰に聴くんですか。総務管理課長でいいんですか。（発言あり）はい、事務長。

○国民健康保険病院事務長（吉名正彦君） それでは、ご回答いたします。

まず先生方、すみません、最初に、さっき課長が申しましたように、全適の病院ということで、給与につきましては第38条に基づいて、職員の身分の取扱いということで第38条ということで決定させていただいております。

それから、交渉におきまして、今の先生方が入職する条件といたしまして、やはり自分は公務員の身分はちょっと遠慮したいという先生もいらっしゃいます。そういった部分に関しまして、前からそういう契約はされていたということで、多分平成28年当時からもうその契約で実施しておったと聞いております。

それから、管理者の設置をしたことによりまして、組織それから予算、それから給与、それから勤務条件、あと契約、会計事務等の独立した権限を有するところから、こういった契約をさせていただいているのが経緯でございます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

よろしいですか、総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 当町の規則におきまして、涌谷町病院事業職員の任命に関する規則というものがございます、その中には病院事業職員の任命については、あらかじめ町長の同意を得なければならないと、つまり決裁が必要であるということで職名がうたわれておりまして、センター長、院長、老人保健施設長、副センター長、事務長、参事、課長、副参事、課長補佐、班長、主幹と挙げられております。決裁等については、この職名については必要かと思えます。

○議長（後藤洋一君） 4番。いいんですか。どうしますか。いや、手を挙げて質問してください。1回とか2回とか。じゃあ、総務課長、はっきりと言ってください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど申しあげました職名については決裁が必要だということでございますので、決裁があったかどうかまではちょっと私のほうを通じて相談が分かりませんので、以上の職については決裁が必要で、開設者の決裁が必要なものである、つまりそこで相談がされているという形になるかと思えます。それについての事実についてはちょっと今確認は取れません。分かりません。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 何か国会の答弁みたいな感じで、言った、言わないになっては困るんですけども、きちんとやはりそこは文書でやりとりが必要だと思います。

それから、先ほどの公営企業の38条って取っていいのかな、いいですよ、38条で、先ほども言いましたけれども、センター長にはそういう権限が委ねられています。ただ、先ほども言いましたように、町長のほうの協議が必要なわけです、そのようにしましたよという協議は必要なので、その了解はもらっているのかなということが1点。

それから、令和元年の12月に会計年度職員の条例を制定しています。それから、任期付の職員も条例を制定しているんですけども、それに抵触する可能性があるかなと思うんですけどもね。この枠の中に、当然その公務員であれば入らなくてはいけないけれども、公務員でもない、それから何て言ったらいいんですか、その身分がどうもはっきりしないというか、せっかくすばらしい先生が採用できるので、やはりでもその辺はきちんと先生にも理解してもらおうとか、そういう身分、当然管理職にもなっているんでしょから、身分の保障とかそういうことも考えていかななくては私はならないのではないかなと思うんですが、その辺のところはどうもあやふやというか、前がこうだったからいいという問題ではなくて、そのように条例改正も制定もされていますので、そういうルールはきちんと取ったかどうかの確認をしたかったということなんですけれども。

○議長（後藤洋一君） その取ったかどうかの確認で、総務管理課長。



○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 医師の採用につきましては、決裁という形で町長の了解を得ていると考えておりますし、またあとセンター長、事務長が事前に町長と面談といたしますかお話し合いを持つ、了解を得ているものと考えております。

また、2番目の会計年度とかその辺の医師のほうは、承諾しているのかどうかというところですが、こちらにつきましても医師のほうで、公務員としての身分としての医師との働き方、またあと契約によりちょっと公務員ではなくて医師としての働き方、こちらのほうを選択していただいているような形になっておりますので、こちらにつきましては現時点での契約によって働いている医師につきましては了解を得ているものと考えております。（「議長、確認いいですか」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 許可します。

○4番（佐々木敏雄君） ありがとうございます。

心配というか、余計な心配なんでしょうけれども、当然その臨時的といいますか、特別職的な扱いで公務員でないとすれば、当然営利企業等の制約とか、そういうものも全部解けてしまうので、当然そのアルバイトなんかしても、こちらでは止めることもできないと思うし、そういうことはないとは思いますが、そういうところのその制度も、病院側としては目をつぶって、ああいいですよと承諾しなくてはいけないことになるんだと思うんですけども、その辺の心配なところがあるので、やはりそこは副院長のことだとは思いますが、公務員になっていただいて、働いていただくような方向づけすることが私はベストではないかなとは思いますが、その辺はもう手後れというか、予算もできていますけれども、いかがなもののかなと思います。

○議長（後藤洋一君） センター長。

○町民医療福祉センター長（大友和夫君） 議員指摘のその一番問題だとされている町長との相談があったかということですが、町長とはきちんと話を決めておりますし、一応公営企業法にのっとり決めております。以前にそういうこともあったようでございますけれども、それでは駄目だということで、今ほかの町でもそういう例がありますので、その資料を集めて、早いうちにその文書化して、その制度をきちんと決めて、また皆さんにお諮りいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。3番。

○3番（竹中弘光君） 今に関連することでございますけれども、4番議員が指摘しましたように、私は非常にいいことだと思うんですけども、やはりそれが条例とかそれに反しないということで採用していただければと思っております。

その中で聴きますけれども、今回こういう形で、報酬というふうな形で採用したということは、そうするとやはりある程度の医業収益というか、その先生が稼ぐ部分も想定しての契約だと思うんですけども、それが結果が出た場合、この報酬が変わるとかなんとかということまで考えて出しているのかどうか、そこら辺の採用の形を教えてくださいたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 医師との契約につきましては、1年更新となっております。その更新の際、その辺医師と面談を持ちまして、次年度の契約額とかそういった決める形になるかと思っております。以上です。年俸ということでしょうか。大体医師1人当たり年間1億8,000とか、その辺収入を得るものと考え

ております。ちょっと診療報酬の中身によって違ってくるとは思いますが、そういったことで考えております。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 私は本当に今、センター長がご努力いただきながら、今の病院改革を一生懸命やっていると思うんです。その中において、私もやはりいい医者を、先生が来ていただくためには、ある程度の報酬をかけないと、当然駄目だと考えております。だから、結局今までは、形上定員を確保するためにいろいろ苦勞なされて、医者資格だけで取った部分もあると聞いておりますし、結果的にそれが今の国保病院の現状を表しているものだと思いますので、これを機会に、やはりその先生が、今言うように単年度契約という話を聞いておりますので、今後とも続くような形でぜひ利用すると言っては語弊がありますけれども、その先生を利用して病院改革を全体にわたらせるようなことでやっていただければと思います。そして、やはり今言ったように、もう一回、回答なかったんですけども、やはりその報酬を提示する上においては、その部分を稼いでもらわなくてはならないという部分を十分分かってもらうような形を、センター長もぜひその点を分かっていただくような形で病院経営をお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか。センター長。

○町民医療福祉センター長（大友和夫君） ご指摘のとおりでございますけれども、一応今の医師採用に当たっては、かなり吟味をしまして、いろんな前任地の評判とか、どの程度患者さんを診ているとか、その辺も含めて調査してから雇うようにしております。一応先生たちも、涌谷で働いて自分がどの程度役に立てるのかなど、何とかして役に立ちたいという先生だからこそ、そういうふうにして雇っているわけですので、多分私は大丈夫だというふうに確信しております。ただ、前例もありますけれども、かなり優遇して雇ったわけですが、やはりいろいろなその引き抜きとかそういうこともあることは事実でございます。ただ、それをなるべく少なく、なくそうとして、今の先生たちにはそういうことも了解を得て一応働いてもらっているというふうに思っております。

○議長（後藤洋一君） 最後ですね、3番。

○3番（竹中弘光君） 今回答いただきましたけれども、本当にこれを前例として、今後ともそうやればもっと雇えるんだという形で知らしめるような形をぜひ期待したいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか、はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第67号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計

補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第68号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、支払業務の伝送化を行うための委託料の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 説明省略の声がありましたので、説明を省略して、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

町長から、令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）の追加提案がありましたので、これを追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時26分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。



◎追加日程第1の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議案第69号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） コロナ予算関係確定いたしましたので、追加日程をお願い申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億1,268万5,000円を増額し、総額を77億5,289万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、まん延防止重点措置及び緊急事態措置が適用されたことによる営業時間短縮等に協力いただきました業者への協力金を支給するほか、新型コロナウイルスの影響により収入が減少している事業者へ支援金を支給するための計上でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目1節⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,390万円の増は、全額が歳出の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金給付事業補助金に充てるものとなります。終わります。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 17款県支出金2項5目2節①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金9,878万5,000円につきましては、宮城県の休業又は時間短縮要請に応じた事業者に対する協力金の費用として計上するものです。

詳細につきましては、歳出で説明いたします。

歳出となります。次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。7款商工費1項2目細目1商工業振興対策経費18節④補助交付金1億1,268万5,000円につきましては、まず新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金9,878万5,000円、定例会9月会議資料追加資料で説明いたしますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

今回計上させていただきました協力金補助金につきましては、当初、宮城県はまん延防止等重点措置として8月20日から9月12日までの協力要請でございましたが、8月27日から宮城県が緊急事態措置区域に追加され、更には9月13日から今月末まで、まん延防止等重点措置の区域となったため、要請内容が変わってきております。また、4月会議で予算措置させていただいた際には、定額の協力金交付でございましたが、今回は売上高方式又は売上高減少方式を選択し、申請することとなっております。

まず、資料1をご覧ください。令和3年8月20日要請分です。

1、施策の目的、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、いわゆる宮城県がまん延防止等重点措置の区域になったため、宮城県から営業時間短縮要請に全面的に応じた飲食店へ協力金を交付するものでございます。

2、総事業費、当町では50施設を見込み、1,347万5,000円を計上させていただいております。

3、対象期間は、令和3年8月20日午前8時から8月27日午前0時までの7日間となります。

4、対象施設は、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している全ての飲食店となります。ただし、米印、従前より午前5時から午後8時までの営業時間の範囲以内で営業している店舗は対象外となります。

5、対象要件は、令和3年8月19日以前から開業しており、対象期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に協力すること。さらには、酒類の提供は午前11時から午後7時まで。新型コロナ対策実施中のポスターの掲示となります。

6、支給額は、先ほども申し上げましたが、下表によるアの売上高方式又はイの売上高減少方式から選択できるようになっております。売上高方式では、1日の売上高が8万3,333円以下の場合は1日当たり2万5,000円、1日の売上高が8万3,334円以上25万円以下の場合は1日当たり2万5,000円から7万5,000円、1日の売上高が25万1円以上の場合は1日当たり7万5,000円の支給となります。また、売上高減少方式の場合は、売上高減少額の4割若しくは前年又は前々年の売上高の3割又は20万円の低い方を上限として申請していただくようになります。

次に、資料2をご覧ください。

資料2は、令和3年8月27日要請分となります。

1、施策の目的、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項、いわゆる宮城県が緊急事態宣言の区域となったことから、営業時間短縮要請に全面的に応じた飲食店等へ協力金を交付するものでございます。

2、総事業費は、55施設を見込み、5,066万円を計上させていただいております。先ほどの資料1と対象施設数が異なるのは、要請内容が若干異なるためでございます。

3、対象期間は、令和3年8月27日午前0時から9月13日午前0時までの17日間となります。

4、対象施設は、食品衛生法に基づく飲食店許可を受けている、A、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店と、B、A以外の飲食店、これは宅配、テイクアウトを除きます。

5、対象要件は、令和3年8月26日以前から開業しており、協力要請に全面的に協力することとなっております。Aの施設は休業要請、ただし酒類及びカラオケの提供を取りやめる場合は時短営業可能とされております。Bの対象施設は、午前5時から午後8時までの時短営業の要請となり、従前から要請時間内で営業してい

る場合は対象外となります。さらには、新型コロナ対策実施中のポスターの掲示も要件となります。

6、支給額、下表によるアの売上高方式又はイの売上高減少方式から選択できるようになっておりまして、売上高方式では、1日の売上高が10万円以下の場合については1日当たり4万円、1日の売上高が10万1円以上25万円以下の場合には1日当たり4万円から10万円、1日の売上高が25万1円以上の場合には1日当たり10万円の支給となります。また、売上高減少方式の場合は、前年又は前々年の1日当たりの売上高の減少額の4割を20万円を上限として申請していただくこととなります。

資料3をご覧ください。

令和3年9月13日要請分で、要請の内容は、まん延防止等重点措置の場合である資料1と同様の要請となりますが、2、総事業費は、50施設で3,465万円。要請期間の違いにより、資料1と金額が異なります。

3、対象期間は、令和3年9月13日午前0時から10月1日午前5時までの18日間。対象施設、対象要件は資料1と同様でございます。

6、支給額は、要請日数の違いはございますが、1日当たりの単価や計算方法は資料1と同様になります。この資料1から資料3までの要請に対する協力金補助金が9,878万5,000円となります。

補正予算書9ページにお戻り願います。

次の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金給付事業補助金1,390万円につきましては、歳入にございました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、第5期事業者支援金として10月から12月の売上げが減少した事業者を支援しようとするものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。1番。

○1番（黒澤 朗君） 新型コロナの蔓延ですけれども、昨年からずっと我々商工会の会員であるんですけれども、影響を受けております。いろんな国の措置によって、緊急資金借入れやいろんなことを措置していただきましたけれども、今になるとその商工会には毎日支払いの相談や借入れの相談とか、そういう多くの商工会の会員事業者が相談に来ているわけです。飲食業にはいろいろ措置があるんですけれども、一般商店とか一般工業系の業者にはそういう措置がないので、何とかそういう事業も支えなくてはいけないと思うので、町融資の活用の仕方の在り方とか、いろいろその町当局のほうでも考えていただきまして、今後とも商工業をご支援いただきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 答弁は。（「町長をお願いします」の声あり）町長。

○町長（遠藤稔雄君） 確かに飲食業の人たちは、とても今生活インフラの底辺を支えていただいているという感じが私自身しておりますので、こういったような手当も必要かなとは思いますが、一方では物品販売とか物を作っているところに対しては、あまりその間資金融資とかそういったものはありますけれども、なかなか直接的な支援がないということで、それは一般的な、一般の人たちと同じような給付金の支給だったり、その程度しかないのかなと思っております。こういったようなところで、町としてもどのようなこ入れをしたらいいかいろいろありますけれども、まずは国、県というところに対して、そういったような目に見えるような資金対応とか助成対応というのはないのかなということをお願いしたいと思います。

そういう実現できるかできないか分かりませんが、例えば国会議員さんなんかには、こういう冷え切った経済状況の中だと、小さい財政的な措置というのはなかなか回復が遅れるということで、思い切ったような

2年度予算、また2年度分の予算というものはしないと、国民に還元するものであるから、国民から集めた金を国民にこの際国が借りて国民に何らかの形で与えてほしいということを申し上げましたけれども、そういったようなことも含めていろいろと支援というものを考えてみたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですね。ほかに。3番。

○3番（竹中弘光君） ちょっと細かいことで確認しておきたいんですけども、今出ていますけれども、これは国の施策として非常にいいことだと思うんですけども、ただこの従前より、その営業時間ですね、午前5時より8時まで営業している店とか、あとは緊急事態宣言の中では酒類をやめた店というふうなことが書いてありますけれども、この判断というのはどういう形で判断するのか、参考までにお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 判断というのは、申請する際に聴き取りを行いまして、どういった営業内容なのか、その辺許可等、あと売上げについても確認しながら申請の受付を行っております。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 申請ということがあれば、実際の実態というものに関しては、その事業者の申請で受け付けるという解釈でよろしいのかどうかということですね。その時間だって、しているか、していないかというのは私も思うんですけども、8時でやめているのかどうかという部分になってきます。微妙な形かなと考えますから、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 失礼しました。その辺についても、県から要請がございまして、営業時間の確認は期間中行っております。8時以降に営業しているかどうかの確認を職員が回って確認しております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございせんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 先ほど新型コロナウイルス感染症対応事業者支援給付金の1,390万円、これ5期って先ほど話していただきましたけれども、これもうちょっと詳しく話していただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） こちらにつきましては、追加補正の前の9月補正におきましても措置させていただいておりますが、事業者継続支援金ということで、前年又は前々年の営業から売上げが減少している事業者に対しまして、9月補正においては4月から9月までの売上げが減少した方についての予算措置をさせていただいております。今回追加でお願いいたしますのは、10月から12月までの減少した店への1事業者10万円の助成ということになります。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第69号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第10号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局班長。

○総務班長（金山みどり君） それでは、議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議案第10号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年9月15日

提出者	涌谷町議会議員	杉浦謙一
賛成者	同	鈴木英雅
賛成者	同	伊藤雅一
賛成者	同	稲葉定
賛成者	同	佐々木みさ子
賛成者	同	大友啓一

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

別紙

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大は、変位株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記



- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日

宮城県涌谷町議会

提 出 先

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

経 済 産 業 大 臣 殿

内 閣 官 房 長 官 殿

経 済 再 生 担 当 大 臣 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） 以上、朗読を終わりました。

ただいまの朗読をもって趣旨は理解したものと判断し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第10号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出に

ついてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出については原案のとおり可決されました。

---

◇

◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第10、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採決を求める陳情、及び陳情第3号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することは、配付といたしますのでご了承願います。

---

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会9月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日9月16日から12月28日までの104日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月16日から12月28日までの104日間を休会とすることに決しました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時53分